新しい啓発DVDの紹介

令和6年度がスタートしました。昨年、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2 類から5類へと移行し、自粛していた事業が展開できるようになりました。町内学習会においても、資料配付や少人数での研修という方法で開催されていましたが、感染予防を行いつつ、少しずつ参加人数を増やして実施していただきたいと思います。倉吉市人権文化センターではさまざまな啓発DVDがありますので、町内学習会や各自の学習にご利用下さい。

新着DVD



あなたは大丈夫?考えよう!児童虐待

近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は 一貫して増加し、令和4年度には約22万件と過去最多となっています。心理的虐待や身体的虐待の事例をもとに児童虐待防止に関する正しい知識を学んでいきます。

(本編…32分57秒)



あなたは大丈夫?考えよう!いじめ

現在、小中学生の多くがスマートフォンを持っていることから、S NSなどを使ったいじめやトラブルが多く起きています。いじめを なくすにはどうしたらよいか、周囲の大人へのSOSの出し方や悩 んだときの相談窓口について、事例をもとに学んでいきます。 (本編…28分42秒)

にほんごがくしゅうかい あんない 日本語学習会のご案内

Would you like to learn Japanese with us?

Please feel free to come!

日時:5月8日 (水)・5月22日 (水)

19:30~21:00

がくしゅうかい ちゅうぶち く がいこく この 学 習 会 は、中 部地区にくらす外 国 にルーツのあ

かた にちじょうせいかつ ひつよう にほんご まな ばしょる方が、日 常生活に必要な日本語を学ぶ場所です。

_{きがる} ぜひお気軽におこしください!





倉吉市人権文化センターだより

2024年5月1日 発行 No.160 号

発行所: 倉吉市人権文化センター

住 所:倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電 話/FAX:0858-22-4768

メールアドレス: jinkenbunka@ncn-k.net

令和6年度 手話教室を開催します!

手話は、聴覚に障がいがある方とのコミュニケーションを取るための大切で身近な言語の一つです。

基礎から学ぶことができますので、初めて手話に触れる方でも安心してご参加いただけます。

一緒に楽しく交流しながら、手話を学んでみませんか?

◇ 5月の開催日時 ◇

5月 9日(木) 5月23日(木) いずれも10:00~11:00

◇ 開催場所 ◇

倉吉市人権文化センター 小会議室

(☎ 0858-22−4768)

参加は 無料 です!

お気軽にご参加ください!



- •いずれも木曜日の 10:00~11:00 開催となります
- ・悪天候などの理由でやむを得ず中止になる場合がございます。ご了承ください

「お手伝いしますか?」「ありがとう」





手話教室 年間予定

6月	6⊟
	20日
7月	11日
	25⊟
8月	8
	22日
9月	12日
	26日
10月	10日
	24⊟

障害者差別解消法が改正されました!

◎ 令和6年4日1日から改正障害者差別解消法が施行!

我が国では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。この改正法は、令和6年4月1日から施行されています。



◎ 合理的配慮 とは…

合理的配慮とは簡単に言うと「障がいのある方が日常生活・社会生活をおくる上での困難さ を、周囲からのサポートやその人の周りの環境を調整することによって軽減し、社会的な壁(バ リア)をなくす」ための配慮といえます。

日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障がいのない人 は簡単に利用できても、障がいのある人にとっては利用が難しく、結果として障がいのある人 の活動などが制限されてしまう場合があります。

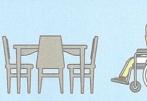
このような場合には、障がいのある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障がいのある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。

合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障がいのある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です

合理的配慮の具体例

※合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

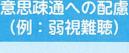
物理的環境への配慮(例:肢体不自由)



【障害のある人からの申出】 飲食店で車椅子のまま着席したい。

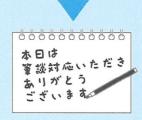


【申出への対応(合理的配慮の提供)】 机に備え付けの椅子を 片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを 確保した。

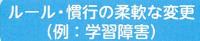




【障害のある人からの申出】 難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもある ため細いペンや小さな文字では読み づらい。



【申出への対応(合理的配慮の提供)】 太いペンで大きな文字を書いて筆談 を行った。





【障害のある人からの申出】 文字の読み書きに時間がかかるため、 セミナーへ参加中にホワイトボード

を最後まで書き写すことができない。



【申出への対応(合理的配慮の提供)】 書き写す代わりに、デジタルカメラ、 スマートフォン、タブレット型端末 などで、ホワイトボードを撮影でき ることとした。



☆このリーフレットをダウンロードしたい方はこちら

障害者差別解消法が変わります!(リーフレット)

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

◎ 誰もが暮らしやすい社会にするために

障害者差別解消法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする不当な差別の解消を推進することを目的として平成25年に制定されたものです。

障がいのあるなしに関わらず、全ての人は同じように大切な存在であり、かけがえのない人です。 このような「当たり前」の価値観を障害者差別解消法が改正された今、改めて社会全体で



共有することが大切です。

障がいの「害」は障がいのある方自身にあるのではなく、社会の側にあるバリアです。「どこでも、いつでも、だれでも過ごしやすい社会になっているか」今一度、社会全体で問い直し、自分の中の「当たり前」を考え直してみませんか。